



第275号
生涯学習だより



児童館情報は
ここで
チェック！

生涯学習のマスコット
「マナビィ」

平成31年3月1日

公民館サークル
参加者大募集!!



その他の
サークル
情報は
コチラ

お問い合わせ ☎ 945-3657

子ども三線サークル ひやみかち

◇土曜日(第1～第4)
◇9時30分～11時30分
◇1階 和室

☆無料体験実施中☆
お気軽におこしください!




がんじゅう学び舎

大募集

日時 3月23日(金)～25日(月)
場所 玉城青少年の家
対象 町在住の小学校4年生～中学生
※定員40人
内容 野外宿泊体験
費用 2,500円 ※申込時に支払い
申込 3月13日(水)までに下記連絡先へ
問合せ 西原町子ども会育成連絡協議会 ☎946-6657



図書館からのお知らせ
Library Information

※行事は全て図書館内で行われる予定です。
都合により、日程などが変更になることがあります。
お問い合わせ 西原町立図書館 ☎ 944-4996

「利用者カード」の更新手続きについて

◆ 現在ご利用中の利用者カードは、有効期限が3月31日までです。4月からの利用には更新が必要になります。

対象者	カードの更新時に必要なもの
町民 (一般、中学生、高校生)	○住所、氏名が確認できるもの【免許証・保険証・住民票(発行日から3か月以内)など】 ※いずれもない場合は、1カ月以内に発行された本人名義の公共料金明細書等 ※中高大学生は、学生証(住所・在籍期間を記載のもの)でも可
町民 (小学生以下)	○下記の①・②のいずれかが必要です。 ①住所、氏名が確認できるもの【保険証・住民票(発行日から3か月以内)など】 (保険証は写しでも可。その際、名前と住所がわかるようにしてください) ②年賀状などの本人宛の郵便物(6か月以内)

※町内の学校・企業に通勤、通学を理由として「利用者カード」を作成された方は、図書館にお問い合わせ、または図書館ホームページをご確認ください。

3.11資料展 3月5日(火)～14日(木)

いつ、どこでも、誰にでも起こりうる災害。
“あの日”を忘れないように、西原町立図書館では関連資料の展示を行います。

返却する本はありませんか？

新年度に向けて準備をしているみなさま。返し忘れた図書館の資料(本・CD・DVDなど)がありましたら、早めの返却をお願いします。
※閉館時はブックポストをご利用ください。

おはなし会

3月9日(土)、24日(日)
11時～

3月のおすすめ絵本

ひなまつりの絵本

・もりのひなまつり
・おどれ!ひなまつりじま
・ぼんぼらみん



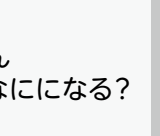
さくらの絵本

・ほわほわさくら
・たろうのひっこし
・あしたもあそぼうね



卒園・卒業の絵本

・さよならようちえん
・おおきくなったらなにになる?
・はじまりの日



3月の休館日 4日(月)、11日(月)、18日(月)、20日(水)、21日(木)、25日(月)



ちょっと待った!
引っ越しごみ

家庭から出るごみは
計画的に出しましょう。



西原町
もえるごみ

西原町
もえないごみ

家庭から大量に出るもえる・もえない・粗大ごみは一度に収集できませんが、個人で東部環境美化センターに直接持ち込むことができます。(持ち込む前に役場で申請が必要です)

町が収集しないごみについて

- 家電リサイクル法による特定家庭用機器(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)は小売店等に引き取らせてください。
- 新築、増築、改築などによって生じたごみは請け負った業者に処理させてください。
- 法律に定める産業廃棄物(建築廃材、コンクリート、ブロックの破片、ガスボンベなど)
- 注射針等は医療廃棄物として、各自で適正な処理をしてください。
- パソコン本体及びディスプレイは、メーカーまたはパソコン3R推進協会にお問い合わせください。(☎ 03-5282-7685)

- 無料回収をうたう不用品回収業者を利用することのないようお願いします。
- ※ ごみの出し方については町のホームページ(トップページ→暮らし・手続き→ごみ・環境→ごみ出しは計画的に)でも確認できます。

お問い合わせ 総務部 生活環境安全課 環境保全係 ☎ 945-5018

雨水利用促進助成金事業の終了のお知らせ

本町の雨水利用促進助成金事業は、小波津川河川の氾濫対策の一環として、平成14年度から始まり平成30年度まで17年間助成事業を行ってきました。現在河川の整備が進んでいることや、この17年間で132基の雨水タンク設置等の協力もあり、氾濫対策に寄与することができた実績を踏まえ、県の河川整備状況を鑑みて今年度で当該事業を終了したいと思います。これまでのご協力、本当にありがとうございました。

お問い合わせ 建設部 土木課 計画係 ☎945-4415

農地の貸し借りにご注意ください!

農地は売買する場合だけでなく、貸し借り(無償の場合も含む)する場合も、**事前に**農地法に基づく許可を取らなければいけません。たとえ当事者同士の合意があっても、許可を受けなければ農地法に違反することとなり、厳しい罰則が課されるおそれがあります。

- ① 原状回復その他の違反行為の是正措置が命じられる
- ② 懲役または罰金が課される

使用者だけでなく、**土地の所有者(貸した方)**や**施工した業者**も罰則の対象となります。ご注意ください。

相談・お問い合わせ 西原町農業委員会 ☎945-5281

19 広報にしはら No.565 H31.3.1

広報にしはら No.565 H31.3.1 18